

**3 基本目標**

まち  
**みんなが主役！こころ豊かな美浜づくり**

この基本目標は、美浜区の目指すべき将来像です。

（第1期計画を策定するときに掲げられたもので、今回策定した第5期計画においても引き継いでいます。）

高齢者をはじめ、児童や障害者等すべての住民が、住み慣れた場所で自分らしい生活が継続できるような地域づくりが求められています。

こころ豊かな美浜（まち）づくりを目指し、地域住民や地域の多様な主体が地域生活課題の解決のため、様々な活動に「我が事」として参画し、美浜区民一人ひとりの暮らしと生きがいとともに創っていくことが必要です。活動を通じて、地域での支え合いの輪がより一層広がるよう、各取組みを推進します。

**4 3つの基本方針**

美浜区の目指すべき将来像である基本目標を達成するため、以下の3つを基本方針としました。

この基本方針は、美浜区の地域福祉を推進していく上での方針を示すものです。

**《基本方針1》 住民主体による協働のまちづくり**

誰もが安心して地域で暮らしていけるよう、日常的に顔の見える関係づくりを進めるとともに、災害時の支援や普段の見守り活動などをそれぞれの立場の人が、自身の強みを生かして身近な地域を支え、協力していく体制づくりを進めます。

<施策の方向性>
(1) 顔の見える関係づくり
(2) 安心、見守り体制の構築

第1章  
地域福祉計画とは

第2章  
現状と経緯

第3章  
計画の概要

第4章  
地域の取組み

第5章  
市の取組み

第6章  
成年後見制度利用促進基本計画

第7章  
取組事例

第8章  
計画の推進

資料編

第1章  
地域福祉計画とは

第2章  
現状と経緯

第3章  
計画の概要

第4章  
地域の実践

第5章  
市の取り組み

第6章  
成年後援制度利用  
促進基本計画

第7章  
取組事例

第8章  
計画の推進

資料編

「基本方針2」 誰もが暮らしやすい環境づくり

地域住民が、気軽に集い交流できる場づくりや健康づくり、ちょっとした「困った」を助け合える支え合い活動、情報が伝えやすい・伝わりやすい仕組みづくりなど、誰もが暮らしやすい環境づくりを進めます。

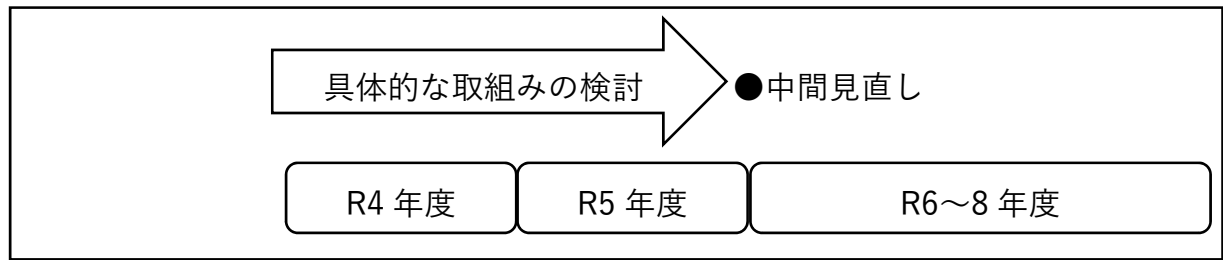
- < 施策の方向性 >
- (1) 地域での居場所、交流の場づくり
  - (2) 地域での身近な支え合い活動
  - (3) 地域での健康づくり
  - (4) 地域の情報を伝える、伝わる仕組みづくり

「基本方針3」 福祉を支える人づくり

住み慣れた地域で暮らしていくために、既存の地域活動の継続、地域で支え合う福祉意識の醸成、地域を支えるボランティアの育成や活動を促進します。

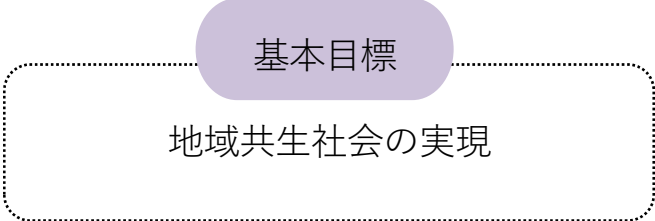
- < 施策の方向性 >
- (1) 地域福祉、支え合いの意識を育む
  - (2) ボランティアの育成・活用

以上の方向性を基に、今後検討を重ね、「具体的な取組み」、「重点取組地区」については、令和5年度中に実施する中間見直しの段階で策定します！  
その間は、第4期計画の取組みを参考に、工夫しながら、できることに取組みま



# 第5章 市の取組み（地域福祉の基盤整備のために市が行う取組み）

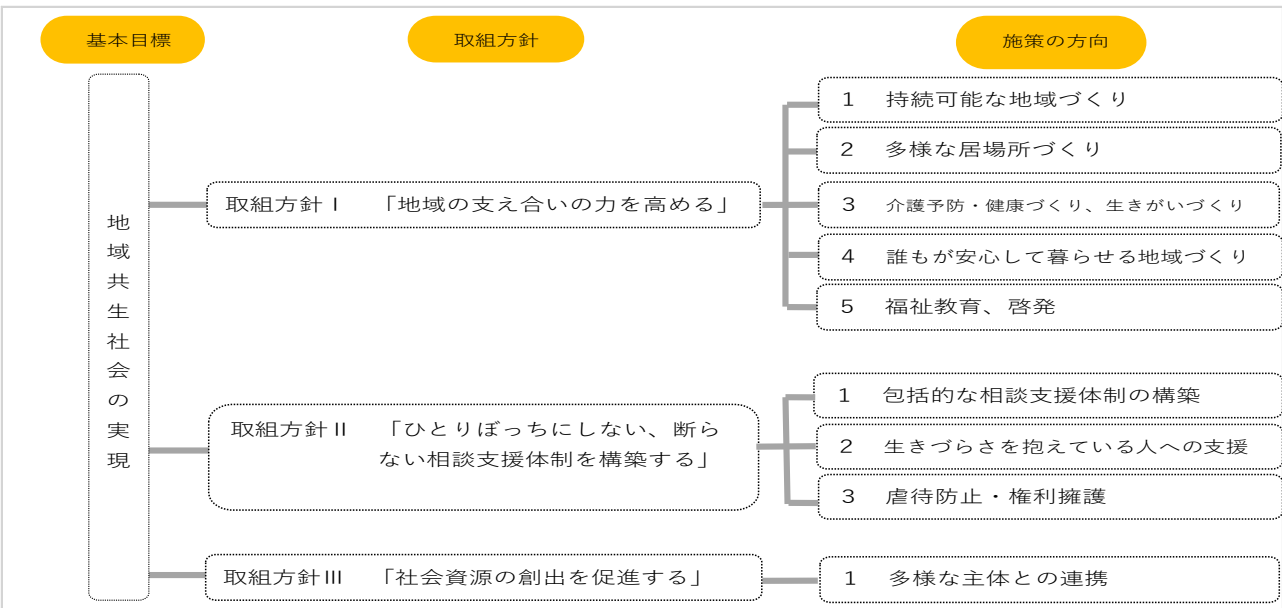
## 1 基本目標



市の取組みでは、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指し、「地域共生社会の実現」を基本目標に設定します。

## 2 取組方針、施策の方向、主要施策、具体的な取組み

- 第4期計画では、地域の取組みである共助との関わり方に応じて「直接的手法」と「間接的手法」に分類し、さらに、公助の手法に応じて9つの「サービス類型」に分類していましたが、第5期計画では、基本目標を実現するための市が取り組むべき施策について、施策の方向ごとの構成としました。
- 新型コロナウイルス等の感染症への対応として、オンラインの活用等の視点を取り入れています。



第1章  
地域福祉計画とは

第2章  
現状と経緯

第3章  
計画の概要

第4章  
地域の取組み

第5章  
市の取組み

第6章  
成年後援制度利用促進基本計画

第7章  
取組事例

第8章  
計画の推進

資料編

◎基本目標 『地域共生社会の実現』

◆取組方針Ⅰ「地域の支え合いの力を高める」

・施策の方向1 持続可能な地域づくり

- 主要施策（1）コロナ等の感染症禍における地域福祉活動の再開・継続への支援
- 主要施策（2）地域福祉活動におけるオンラインの活用支援
- 主要施策（3）地域づくりに向けた支援
- 主要施策（4）地域づくりの担い手、リーダーの育成

・施策の方向2 多様な居場所づくり

- 主要施策（1）居場所（通いの場）の拡充
- 主要施策（2）地域福祉活動の拠点確保

・施策の方向3 介護予防・健康づくり、生きがいづくり

- 主要施策（1）介護予防・健康づくり
- 主要施策（2）生きがいづくり

・施策の方向4 誰もが安心して暮らせる地域づくり

- 主要施策（1）生活支援サービスの拡充
- 主要施策（2）地域見守り体制の充実
- 主要施策（3）防犯体制の強化
- 主要施策（4）災害に備える地域づくり

・施策の方向5 福祉教育・啓発

- 主要施策（1）福祉教育の推進
- 主要施策（2）啓発活動の推進

◆取組方針Ⅱ「ひとりぼっちにしない、断らない相談支援体制を構築する」

・施策の方向1 包括的な相談支援体制の構築

- 主要施策（1）包括的な相談支援体制の構築
- 主要施策（2）コミュニティソーシャルワーク機能の強化
- 主要施策（3）地域の居場所（通いの場）へのアウトリーチの拡充
- 主要施策（4）身近な地域の居場所（通いの場）における地域住民等による相談体制づくりへの支援

第1章  
地域福祉計画とは

第2章  
現状と経緯

第3章  
計画の概要

第4章  
地域の取組み

第5章  
市の取組み

第6章  
成年後見制度利用  
促進基本計画

第7章  
取組事例

第8章  
計画の推進

資料編

・施策の方向2 生きづらさを抱えている人への支援

- 主要施策（1）生活のしづらさを抱えている方々への対応
- 主要施策（2）自殺対策
- 主要施策（3）生活困窮者自立支援の促進
- 主要施策（4）子どもの貧困への対応
- 主要施策（5）住宅確保要配慮者に対する支援
- 主要施策（6）再犯防止の推進

・施策の方向3 虐待防止・権利擁護

- 主要施策（1）虐待防止
- 主要施策（2）権利擁護

◆取組方針Ⅲ 「社会資源の創出を促進する」

・施策の方向1 多様な主体との連携

- 主要施策（1）社会福祉法人の公益的な取組みの促進
- 主要施策（2）企業、学校、NPOなど多様な主体との連携の促進
- 主要施策（3）新たなプラットフォームの形成

第1章  
地域福祉計画とは

第2章  
現状と経緯

第3章  
計画の概要

第4章  
地域の取組み

第5章  
市の取組み

第6章  
成年後見制度利用  
促進基本計画

第7章  
取組事例

第8章  
計画の推進

資料編

## 取組方針Ⅰ 地域の支え合いの力を高める

### 【現状や課題】

- 老老介護、ひとり暮らし高齢者の社会的孤立、認知症高齢者の増加、ダブルケア、ひきこもり、8050問題、ゴミ屋敷、児童虐待や子どもの貧困の問題、ヤングケアラーなど、個々が抱える生活課題は、複雑化・多様化し、分野をまたぐ複合的な課題を抱える世帯が顕在化、増加しています。
- 地域づくりの面では、地域福祉活動を支える担い手が不足するだけでなく、高齢化・固定化していることも深刻な問題であり、活動の継続が難しくなっている地域も出てきています。
- 新型コロナウイルスの感染拡大により、室内の活動を中心に、多くの地域福祉活動が休止・中止を余儀なくされ、地域福祉活動の停滞が見られました。

### 【今後の取組方針】

- コロナ禍も含め、地域社会の様々な変化や地域の実情を的確に捉えたうえで、地域の多様な主体が分野を超え、世代を超え、横断的につながり、地域の支え合いの力をより一層高めるため、CSW や生活支援コーディネーター等が、様々な地域団体や地域に関わりのある事業者等多様な主体との連携・協力を進め、持続可能な地域づくりに向けた支援を行います。
- また、すべての地域住民が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように、地域づくりの担い手、リーダーの育成、多様な居場所づくり、健康づくり、見守りや支え合い活動などの生活支援サービスの拡充を支援し、地域包括ケアシステムの更なる推進を図ります。
- さらに、地域福祉を推進していくためには、より多くの市民が地域活動や福祉への理解や関心を深め、様々な情報や学習・体験を通じ、福祉の心を育むことが大切であることから、福祉教育や啓発活動を推進します。

## 施策の方向1 持続可能な地域づくり

### <主要施策（1）コロナ等の感染症禍における地域福祉活動の再開・継続への支援>

#### 【現状や課題】

- 新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、様々な地域福祉活動やイベントが休止・中止を余儀なくされたことにより、高齢者のフレイル（虚弱）・認知症の進行、障害者や子どもたちの生活へのマイナスの影響、人と人とのつながる力やボランティアのモチベーションの低下などが懸念されています。

【今後の取組方針】

- CSW や生活支援コーディネーター等が、コロナ禍においても、つながりを絶やさず、つながり続けるため、「新しい生活様式」を実践しつつ、情報提供等も含め、地域団体の活動再開や継続を支援します。

《主な取組事業》

No	事業名 [担当課]	取組内容			
		評価指標	評価単位	令和4年度目標 (2022)	令和5年度目標 (2023)
1	生活支援体制の充実 【再掲】 No95,127,139	第2層生活支援コーディネーターを日常生活圏域（あんしんケアセンター圏域）ごとに配置し、活動を強化します。また、新しい生活様式に応じた地域資源の調査や支援ニーズの把握、地域に不足する通いの場やサービスの創出、多様なサービスの担い手となる地域の人材の育成及びネットワークづくりを行います。			
	[地域包括ケア推進課]	第2層生活支援コーディネーター配置区域数	区域	6区28圏域	6区28圏域
2	コミュニティソーシャルワーク機能の強化 【再掲】 No94,96,128,140	複合化・複雑化した生活課題を抱える要支援者に対する個別支援及び住民等が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりに向けた支援をより一層推進するため、市社会福祉協議会コミュニティソーシャルワーカーの増員及び育成を図るとともに、コロナ禍においても、地域のつながりを絶やさず、つながり続けるために、情報提供等も含め、地域団体の活動再開や継続を支援します。 ※コミュニティソーシャルワーク機能：地域において生活課題を抱える要支援者の個別支援と要支援者が生活している地域で地域住民等が当該生活課題を地域課題として解決する取組の支援（地域支援）とを有機的に行う機能			
	[地域福祉課]				

<主要施策（2）地域福祉活動におけるオンラインの活用支援>

【現状や課題】

- 新型コロナウイルスの感染拡大により、多くの地域福祉活動が中止・休止を余儀なくされた中、SNSを活用した子育てサロンやオンライン会議システムを活用した認知症カフェの開催など、市内各地において、オンラインを活用し、接触を避けつつも、人と人とのつながりを維持しようとする試みが見られました。
- 一方、主に高齢者を中心とする地域福祉活動においては、高齢者のスマホ普及率の相対的な低さや対面を重視する傾向等により、活用は一部にとどまっています。

【今後の取組方針】

- コロナ禍にあっても地域福祉活動が継続できるよう、CSW や生活支援コーディネーター等がオンラインの活用を支援します。

第1章  
地域福祉計画とは

第2章  
現状と経緯

第3章  
計画の概要

第4章  
地域の取組み

第5章  
市の取組み

第6章  
成年後見制度利用  
促進基本計画

第7章  
取組事例

第8章  
計画の推進

資料編

## 第5章 市の取組み（地域福祉の基盤整備のために市が行う取組み）

- 地域福祉活動者の高齢化や担い手不足が進む中、SNSやオンラインの活用は、若い世代が参加しやすい環境づくりや地域活動の負担感の軽減に寄与する可能性があることから、まずは、デジタル活用に不安のある高齢者等の解消に向けて、スマートフォンに関する講座を開催するとともに相談員を養成します。

### 《主な取組事業》

No	事業名 [担当課]	取組内容			
		評価指標	評価単位	令和4年度目標 (2022)	令和5年度目標 (2023)
3	デジタルデバイド対策 [スマートシティ推進課]	民間企業と連携したスマートフォン講座を開催するとともに、スマートフォン相談員を養成します。			

## コラム

### スマホ講座の開催

社会のデジタル化を進めるなかで、デジタルを使いこなせる方々と、そうではない方々の間に「デジタル格差」（デジタルデバイド）が生じています。

このような課題に対応し、誰もがデジタル化の恩恵を享受できる社会を実現するため、スマホ講座を開催します。



#### （講座内容）

- ・ スマホ体験会
- ・ カメラ地図講座
- ・ LINE 講座
- ・ Zoom 講座 等

### <主要施策（3）地域づくりに向けた支援>

#### 【現状や課題】

- 地域に暮らす、様々な世代や境遇の人が、ともに助け合って生活していく社会を実現するためには、地域資源を活用した居場所づくりや、ボランティアによる助け合い活動等の拡充を通じて、住民の相互理解を深め、地域における人と人とのつながりを構築していく必要があります。



- 地域福祉の更なる推進のためには、社協地区部会、町内自治会、民生委員・児童委員、老人クラブ、ボランティア団体、NPO法人、社会福祉法人、企業や学校等が、より一層つながることで、既存の取組みの充実や、地域のニーズに対応した新たな取組みを展開していく必要があります。

【今後の取組方針】

- 多様な主体による地域課題解決に向けた自主的な取組みの立ち上げや活動資金等の支援を行う区地域活性化支援事業を実施します。
- 将来にわたり、住民同士の助け合いと支え合いによる地域運営が持続可能となる体制づくりを進めるため、地域運営委員会の設立や活動を支援します。
- 市社会福祉協議会を通じ、社協地区部会の活動を支援します。
- 費用面も含め、地域団体が活動しやすい環境づくりを行います。

《主な取組事業》

No	事業名 [担当課]	取組内容			
		評価指標	評価単位	令和4年度目標 (2022)	令和5年度目標 (2023)
4	区地域活性化支援事業	地域課題の解決や地域の活性化などを目的に、対象団体や対象事業等の応募資格を定め、審査・選考の上、交付決定した地域団体等の活動を支援します。			
	[各区地域振興課]				
5	市民自治の推進	住民同士の助け合いと支え合いによる地域運営を持続可能なものとするため、若い世代を対象としたワークショップや多様な主体の連携を促進する取組みを実施します。			
	[市民自治推進課]				
6	地域運営委員会の支援	将来にわたり、住民同士の助け合いと支え合いによる地域運営が持続可能となる体制づくりを進めるため、概ね小学校区から中学校区の広さごとに、地域で活動する様々な団体で構成される「地域運営委員会」の設立や活動を支援します。			
	[市民自治推進課]				
7	ボランティア活動補償制度	市内のボランティア団体等が安心して活動できるよう、活動中に起こった事故による死亡若しくは傷害又は損害賠償を補償します。			
	[市民自治推進課]				
8	いきいき活動外出支援事業	高齢者の社会参加促進を図ることを目的に、高齢者団体が実施する研修、視察、ボランティア活動等の自主的な活動のため民間バスを借り上げた場合に、その費用の一部を助成します。			
	[高齢福祉課]				
9	子育てサークルの支援	育児のための情報交換や知識の普及、子育て親子の友達づくりなど、地域で自主的に活動している子育てサークルを支援します。			
	[健康支援課]				

第1章  
地域福祉計画とは

第2章  
現状と経緯

第3章  
計画の概要

第4章  
地域の取組み

第5章  
市の取組み

第6章  
成年後見制度利用  
促進基本計画

第7章  
取組事例

第8章  
計画の推進

資料編

第5章 市の取組み（地域福祉の基盤整備のために市が行う取組み）

第1章 地域福祉計画とは

第2章 現状と経緯

第3章 計画の概要

第4章 地域の取組み

第5章 市の取組み

第6章 成年後見制度利用促進基本計画

第7章 取組事例

第8章 計画の推進

資料編

10	社協地区部会活動の支援	地域交流の促進、支え合いの仕組みづくり、人材育成、健康づくりなど、区計画に基づく地域の取組み推進の中心的役割を担う社協地区部会の活動を支援します。		
	[地域福祉課]	各種社協地区部会活動の実施回数	回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・見守り活動（新規）2地区</li> <li>・地域支え合い活動（新規）1地区</li> <li>◆ふれあい・いきいきサロン 3,000回</li> <li>◆ふれあい・子育てサロン 455回</li> <li>◆ふれあい・散歩クラブ 450回</li> <li>◆地区部会ボランティア講座 120回 (※ ◆…補助金充当事業)</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・見守り活動（新規）2地区</li> <li>・地域支え合い活動（新規）1地区</li> <li>◆ふれあい・いきいきサロン 3,420回</li> <li>◆ふれあい・子育てサロン 572回</li> <li>◆ふれあい・散歩クラブ 486回</li> <li>◆地区部会ボランティア講座 120回 (※ ◆…補助金充当事業)</li> </ul>

コラム

市民主体のまちづくり ～地域活性化支援事業～

千葉市は、市民主体のまちづくりを後押しするため、「地域活性化支援事業」を通じ、各区において地域課題の解決や地域の活性化、地域の魅力を発信する事業などに対して、活動資金等の支援を行っています。市ホームページでは、各区で既に活動している団体の様子を紹介していますので、それらの活動を参考に地域活動を始めてみませんか。

本事業について詳細は、各区地域振興課にお気軽にお問合せください。

－ 活動の様子 －



～日常生活での困りごとに対し、身近な人たちで支え合う地域づくり活動～





～「千葉で一番美しい通学路」づくりによる地域での多世代交流プロジェクト～

<主要施策（4）地域づくりの担い手、リーダーの育成>

【現状や課題】

- 高齢者の就業者の増加など社会情勢の変化等により、交流の場・通いの場や見守り活動、支え合い活動や食事サービスなどにおける地域福祉活動の担い手の高齢化や不足が見られます。
- 地域団体の中心的役割を担う役員やリーダーの高齢化も進んでおり、若い世代の参画や後継者の育成が必要です。

【今後の取組方針】

- 地域課題の解決に向け、地域福祉活動・ボランティア活動の担い手やリーダーとして活躍できる人材を育成するため、「ちばし地域づくり大学校」を開催します。
- これまで地域福祉に関心がなかった方や若い世代などが、地域福祉活動やボランティア活動の担い手となるよう、シニアリーダー講座、認知症サポーター養成講座やボランティア入門講座等を開催します。

《主な取組事業》

No	事業名 [担当課]	取組内容			
		評価指標	評価単位	令和4年度目標 (2022)	令和5年度目標 (2023)
11	ちばし地域づくり大学校	地域課題の解決力を強化するため、地域福祉活動・ボランティア活動の担い手やリーダーとして活躍できる人材を養成します。			
	[高齢福祉課]	修了者数	人	72人	72人
12	認知症サポーター養成講座	認知症に関する正しい知識を持って、地域や職場で認知症の人や家族を手助けする認知症サポーターの養成を引き続き行います。また、認知症になっても安心して暮らし続けられる街づくりを目指し、認知症の人と地域で関わることが多いことが想定される小売業・金融機関・公共交通機関等の企業の方や、子ども・学生を対象とした認知症サポーターの養成を推進します。			
	[地域包括ケア推進課]	認知症サポーター 延べ養成者数	人	93,000人	101,000人
13	シニアリーダー講座	介護予防につながる生活習慣についての知識や運動を学べる講座を開催し、自主的な介護予防活動グループのリーダーとして活動する人材を育成します。			
	[健康推進課]	講座受講者数	人	130人	130人
14	介護支援ボランティア制度の運用	介護予防及び地域における支援の担い手を増やすため、登録者数の拡大や受入施設とのマッチングを強化し、活動の促進を図ります。			
	[介護保険管理課]	ボランティア登録者数	人	2,600人	2,700人

第1章  
地域福祉計画とは

第2章  
現状と経緯

第3章  
計画の概要

第4章  
地域の取組み

第5章  
市の取組み

第6章  
成年後見制度利用  
促進基本計画

第7章  
取組事例

第8章  
計画の推進

資料編

第5章 市の取組み（地域福祉の基盤整備のために市が行う取組み）

No	事業名 [担当課]	取組内容			
		評価指標	評価単位	令和4年度目標 (2022)	令和5年度目標 (2023)
15	手話・点字・ガイドボランティア等の養成	障害に対する基本的な知識と理解の促進を図るため、障害者福祉センター及び療育センター（ふれあいの家）において、手話、点字、ガイドボランティア等の講習会を開催します。			
	[障害福祉サービス課]	ボランティア養成講習会修了者数 ・要約筆記講習会 ・音訳講習会 ・手話講習会 ・点字講習会	人	【要約筆記講習会】 ・予定修了者数 20人 【音訳講習会】 ・予定修了者数 20人 【手話講習会】 ・予定修了者数 160人 【点字講習会】 ・予定修了者数 20人 ※修了証交付の条件： 実開催数の70%以上の出席	【要約筆記講習会】 ・予定修了者数 20人 【音訳講習会】 ・予定修了者数 20人 【手話講習会】 ・予定修了者数 160人 【点字講習会】 ・予定修了者数 20人 ※修了証交付の条件： 実開催数の70%以上の出席
16	精神保健福祉ボランティア養成講座	精神保健福祉や精神障害に関する講座を開催し、精神保健福祉ボランティアとして活動する人材を育成します。			
	[こころの健康センター]	精神保健福祉ボランティア延べ養成者数	人	45人	45人
17	ボランティア活動の促進 【再掲】No83	ボランティアに関する相談受付・紹介、情報提供、広報・啓発、講座の開催など、千葉市ボランティアセンターが行うボランティアの育成・支援活動を支援します。			
	[地域福祉課]	ボランティア新規登録者数	人	180人	200人
18	国際交流ボランティアの育成・活動支援の推進	外国人市民と日本人市民の相互理解促進による多文化共生社会実現のため、通訳・翻訳ボランティアによる外国人市民の日常生活支援や日本語ボランティアによる日本語交流活動を実施します。			
	[国際交流課]	ボランティア登録件数	件	2,589人	2,694人
19	社会福祉セミナー	福祉に対する理解促進を図るため、千葉市社会福祉研修センターにおいて、暮らしに身近な福祉に関する研修を実施します。			
	[地域福祉課]	研修受講率 (受講者数/定員数)	%	・実技を伴わない研修の受講率 85%以上 ・実技を伴う研修の受講率 75%以上	・実技を伴わない研修の受講率 85%以上 ・実技を伴う研修の受講率 75%以上
20	民生委員協力員	希望する民生委員に、活動を補佐する民生委員協力員を配置し、民生委員の負担軽減と新たな地域福祉の担い手の掘り起こしを図ります。			
	[地域福祉課]				

第1章  
地域福祉計画とは

第2章  
現状と経緯

第3章  
計画の概要

第4章  
地域の取組み

第5章  
市の取組み

第6章  
成年後見制度利用  
促進基本計画

第7章  
取組事例

第8章  
計画の推進

資料編

No	事業名 [担当課]	取組内容			
		評価指標	評価単位	令和4年度目標 (2022)	令和5年度目標 (2023)
21	生涯学習センター・公民館等における指導者及び各種ボランティア養成	地域における生涯を通じた学習活動を支援するため、団体・グループ等の指導者やボランティア等の養成を図ります。			
	[生涯学習振興課（教育委員会）]	<b>【生涯学習センター】</b> ①指導者の養成講座 ②学習ボランティア活動支援講座 <b>【公民館】</b> ③講座実施数/受講者数	①講座数/延受講者数 ②講座数 ③講座/人	①16講座/500人 ②101講座 ③36講座/805人	①16講座/500人 ②101講座 ③35講座/780人
22	応急手当普及啓発事業	応急手当のできるバイスタンダー※を育成することで、要援護者、社会的弱者など市民全体の生命を守り、救命率の向上を図ります。 ※bystander：救急現場に居合わせた人（発見者、同伴者等）			
	[救急課]	救命講習受講者数	人	10,000人	20,000人

コラム

### ちばし地域づくり大学校

ちばし地域づくり大学校は、地域活動やボランティア活動の担い手や地域でリーダーとして活躍する人材を養成することを目的としています。

カリキュラムは、ボランティア活動の実践者による講義や様々な分野のボランティア団体で実地体験を行うなど実践的なものになっています。

基礎コースとステップアップコースがあり、それぞれ自分に合ったコースを選んで受講することができます。




- 第1章  
地域福祉計画とは
- 第2章  
現状と経緯
- 第3章  
計画の概要
- 第4章  
地域の取組み
- 第5章  
市の取組み
- 第6章  
成年後見制度利用促進基本計画
- 第7章  
取組事例
- 第8章  
計画の推進
- 資料編

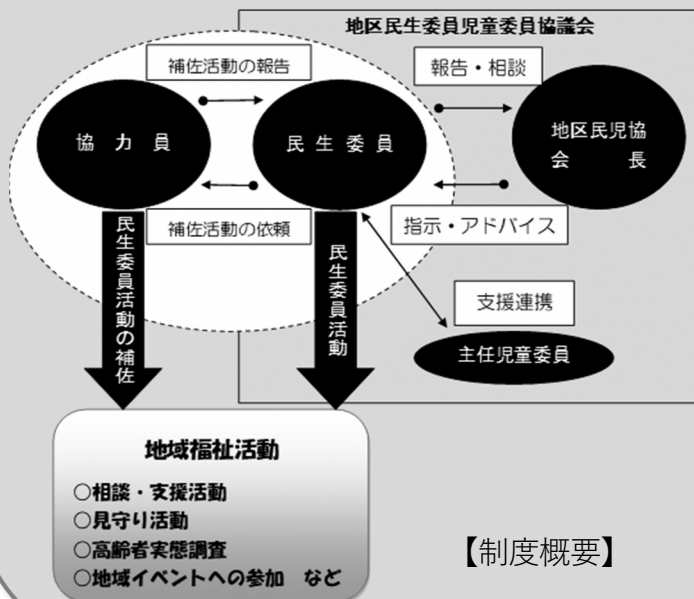
コラム

民生委員協力員制度

民生委員・児童委員（以下「民生委員」という。）は、地域の福祉に関する住民の相談相手として、地域の見守りや福祉行政への橋渡しなど、様々な活動を行っています。

しかしながら、近年では、少子・超高齢化の進展、核家族化や単身世帯の増加などにより、民生委員の重要性が増す一方、負担の増加やなり手不足の問題が生じております。

そこで、①民生委員の負担軽減、および②新たな地域福祉の担い手の掘りおこしを目的に、平成26年7月に民生委員の活動を補佐する「民生委員協力員」（以下「協力員」といいます）制度を創設しました。



【制度概要】

- 民生委員（主任児童委員は除く）1人につき、1人の協力員を配置可（配置は任意）
- 協力員は、民生委員の指示・指導のもと、委員活動全般を補佐（一部の委員活動を除く）
- 協力員の任期は、ともに行動する民生委員と同じ（最長3年間）
- 協力員には、秘密を遵守する旨の誓約書の提出を求めており、民生委員と同様の守秘義務あり

第1章  
地域福祉計画とは

第2章  
現状と経緯

第3章  
計画の概要

第4章  
地域の取組み

第5章  
市の取組み

第6章  
成年後見制度利用  
促進基本計画

第7章  
取組事例

第8章  
計画の推進

資料編

<参考> 「施策の方向1 持続可能な地域づくり」に関連する千葉市社会福祉協議会の取組み

取組み・事業	内容
地区部会活動従事者に対する研修の実施	アンケート等により地区部会の意見・ニーズを収集し、研修を実施します。
民生委員・児童委員に対する研修の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 民生・貸付係 民生委員・児童委員全体研修、地区民児協会長・副会長研修を年1回実施します。</li> <li>● 研修C 主任児童委員研修を年1回実施します。 改選時（3年毎）に新任民生委員・児童委員を対象とした新任研修を実施します。</li> </ul>
ボランティア活動等の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ボランティア ボランティアの相談・登録を行い、ボランティア情報紙等を発行して、ボランティア情報を提供します。また、新たにボランティア活動に参加する人やすでに登録しているボランティアに対し、多種多様なボランティア講座を開催し、人材の確保・育成に努めます。</li> <li>● 市民後見人 25歳から70歳までの住民に対し、基礎編、応用・実務編として2か年度に渡り、成年後見人等に必要な知識等を習得する養成研修を実施します。</li> </ul>
社会福祉法人の地域における公益的な取組の促進	社会福祉法人と地域のニーズに合った「地域における公益的な取組」を提案し、地域の課題解決に努めます。また、本会自らも「地域における公益的な取組」を実施します。
企業等との連携・協働	企業等からの相談に基づき、社会貢献活動の提案を行うとともに、企業等の取組みの参考になるような事例を収集し、本会ホームページに掲載します。また、地域活動の活性化を図るため、企業等のSDGsの取り組みと連携します。

千葉市社会福祉協議会マスコットキャラクター「ハーティちゃん」



第1章  
地域福祉計画とは

第2章  
現状と経緯

第3章  
計画の概要

第4章  
地域の取組み

第5章  
市の取組み

第6章  
成年後見制度利用  
促進基本計画

第7章  
取組事例

第8章  
計画の推進

資料編

施策の方向2 多様な居場所づくり

<主要施策（1）居場所（通いの場）の拡充>

【現状や課題】

○ 居場所（通いの場）は、仲間（つながり）づくり、健康づくり、生きがいづくりなど、様々な効果があるとされています。また、見守り機能やちょっとした困りごとの相談機能なども持ち合わせているとされています。

○ 市内には、住民主体の通いの場が976箇所<sup>※</sup>あり、健康体操、茶話会やスポーツなど、多岐にわたる様々な活動が行われています。

（※ 厚生労働省：介護予防・日常生活支援総合事業（地域支援事業）の実施状況（令和2年度実施分）に関する調査結果）

【今後の取組方針】

○ 年齢や性別、障害の有無等により、支える側と支えられる側を固定することなく、誰もが何らかの役割を持てる場所や機会、誰もが気軽に参加しやすい場、場の確保支援が大切であり、多様な形の居場所（通いの場）の拡充に向けて、CSW や生活支援コーディネーター等による支援や各種助成等を行います。

《主な取組事業》

No	事業名 [担当課]	取組内容			
		評価指標	評価単位	令和4年度目標 (2022)	令和5年度目標 (2023)
23	認知症カフェ設置促進	認知症の方とその家族並びに地域住民や専門職等の誰もが気軽に安心して立ち寄ることができる集いの場を地域に増やすことで相互交流を促進し、認知症の方の重度化防止、家族の負担軽減及び認知症についての知識の普及促進を図るとともに、認知症の方と家族を地域で支える体制を推進します。			
	[地域包括ケア推進課]	認知症カフェ数	か所	43か所	49か所
24	地域支え合い型訪問支援・通所支援事業 【再掲】No44	買い物、調理等の生活支援サービスや、サロン、趣味活動を通じた高齢者の日中の居場所づくりを行う町内自治会や地区部会、NPO法人等に対して助成します。			
	[高齢福祉課]	登録団体数	団体	訪問支援6団体 通所支援12団体	訪問支援7団体 通所支援14団体
25	ひきこもりサポート (居場所団体への助成)	ひきこもり当事者が安心して参加できる居場所を提供し、社会参加に向けた活動への支援等を行う団体や個人に対し、その実施に必要な経費を補助します。			
	[精神保健福祉課]	補助金交付団体数	団体	2団体	2団体
26	子どもの居場所づくり	学校でも家庭でもない、第三の子どもの居場所として、信頼できる大人が見守るどこでもこどもカフェの開催を支援し、子どもたちが気軽に立ち寄り、安心・安全に過ごせる地域の身近な居場所の提供を促進します。			
	[こども企画課]				

第1章 地域福祉計画とは

第2章 現状と経緯

第3章 計画の概要

第4章 地域の取組み

第5章 市の取組み

第6章 成年後見制度利用促進基本計画

第7章 取組事例

第8章 計画の推進

資料編



No	事業名 [担当課]	取組内容			
		評価指標	評価単位	令和4年度目標 (2022)	令和5年度目標 (2023)
27	放課後子ども教室推進事業 [生涯学習振興課（教育委員会）]	小学校の施設を活用して、放課後の子どもたちの安全・安心な活動拠点（居場所）を設け、地域の多様な人々の参画を得て、さまざまな体験・交流活動を実施します。			

コラム

どこでもこどもカフェ

子どもを取り巻く環境の変化により、見守りが必要な子どもが多くみられる中、子どもに身近な地域において「子どもの居場所」を確保することは喫緊の課題となっています。

「どこでもこどもカフェ」は、子どもに信頼される大人が見守る中で、気軽に話をしたり、一緒に勉強したり、また仲間と遊ぶことができるなど、子どもたちにとって安心・安全な居場所となることを目的としています。出入りも、何をして過ごすかも子どもたちの自由です。

千葉県では、市民ボランティア団体等が実施する「どこでもこどもカフェ」の運営に必要な経費の一部を補助することで、どこでもこどもカフェの運営を支援しています。



<主要施策（2）地域福祉活動の拠点確保>

【現状や課題】

- 地域福祉活動は、自治会館や公共施設などを借りて、実施することが多く、活動の充実や活性化には、拠点確保に向けた支援が必要です。

【今後の取組方針】

- 地域福祉活動の拠点を確保するため、施設の目的に支障をきたさない範囲で市の施設を開放します。
- 社会福祉施設における地域交流スペースや、空き家等の活用について、CSW や生活支援コーディネーター等が支援します。

第1章  
地域福祉計画とは

第2章  
現状と経緯

第3章  
計画の概要

第4章  
地域の取組み

第5章  
市の取組み

第6章  
成年後見制度利用  
促進基本計画

第7章  
取組事例

第8章  
計画の推進

資料編

## 第5章 市の取組み（地域福祉の基盤整備のために市が行う取組み）

### 《主な取組事業》

No	事業名 [担当課]	取組内容			
		評価指標	評価単位	令和4年度目標 (2022)	令和5年度目標 (2023)
28	社会福祉施設における地域交流スペース等の活用促進 [地域福祉課] [高齢福祉課] [介護保険事業課]	社会福祉施設について、施設の規模等を考慮して地域交流スペース等を設置するよう事業候補者に提案を行うこと等により、地域住民等が地域福祉活動に利用できる場所の確保を進めます。 また、地域住民等が地域福祉活動のために利用できる地域交流スペース等に係る情報の公表を進めます。			
	地域づくり拠点としての公民館の活用 [生涯学習振興課（教育委員会）]	公民館の運営に地域が参画する制度設計を行うことで、「地域の総合交流拠点」として、地域福祉活動団体の活動を支援します。			
30	空き家の有効活用事業 [住宅政策課]	地域団体と公民館が共同で企画する市民向け講座や展示等	事業	99事業	100事業
	学校施設開放 [学校施設課（教育委員会）]	小学校の空き教室などを、学校教育に支障のない範囲内において地域活動や生涯学習の場として市民利用に供します。	開放校数	校数	7校

### <参考> 「施策の方向2 多様な居場所づくり」に関連する千葉市社会福祉協議会の取組み

取組み・事業	内容
子どもの居場所づくりへの支援	子どもの居場所づくりに取り組む団体同士をつなぎ情報共有ができる場をつくり、ホームページ等での情報発信などによって、子どもの居場所の創設と活動継続に向けた支援を行います。
多世代交流等の推進	地域で暮らす高齢者、障害者、子育て世代等の当事者が参画し、お互いに交流するイベントを開催します。また、共助という観点や地域の方々にも役割を担っていただくという意味合いからもボランティアを養成し、イベントの運営に協力していただきます。
ふれあい・いきいきサロンの促進	助成等を通じ、地区部会を支援し拡充に努めるとともに、施設福祉部門の専門職をサロン活動に派遣し、活動内容の充実を図ります。
ふれあい・子育てサロンの促進	助成等を通じ、地区部会を支援し拡充に努めるとともに、施設福祉部門の専門職をサロン活動に派遣し、参加者が抱える相談に対応するなど活動内容の充実を図ります。

千葉市社会福祉協議会マスコットキャラクター「ハーティちゃん」



**施策の方向3 介護予防・健康づくり、生きがいくくり**

**<主要施策（1）介護予防・健康づくり>**

**【現状や課題】**

- 健康に支障が生じ、医療や介護が必要になる期間が長くなると、経済的にも精神的にも大きな負担を生じ、個人の生活の質の低下を招く恐れがあります。
- すべての市民が健康でいきいきと活動し、身近な地域で健康づくりに参加できる環境をつくる必要があります。
- また、高齢者については、フレイル状態を早期に把握し、適切なサービスにつなげることによって、疾病予防・重度化防止の促進を目指す必要があります。

**【今後の取組方針】**

- すべての市民にとって、健康づくりの取組みが継続しやすい環境づくりを推進するため、運動サークルやウォーキングコースの情報提供、健康づくりの取組みへのポイント付与や運動・スポーツの機会の充実に向けた支援などを行います。
- 介護・支援を必要としない高齢者の割合の増加を目指し、健康教育や広報を通じて、生活習慣の改善や運動、社会参加の重要性などフレイルに関する知識の周知に努めます。

**《主な取組事業》**

No	事業名 [担当課]	取組内容			
		評価指標	評価単位	令和4年度目標 (2022)	令和5年度目標 (2023)
32	健康づくり事業	市内に所在する地区組織が行う健康づくりにポイントを付与し、既定のポイントで賞品が当たる抽選への応募や表彰などのインセンティブを授与することにより、生活習慣の改善を促すとともに地区組織活動の推進による絆づくりを促進します。			
	[健康推進課]				
33	ヘルスサポーターの養成	家庭や身近な地域の中で、健康づくりのための運動を実践するヘルスサポーター（健康づくり支援者）を養成します。			
	[健康推進課]				
34	食生活改善推進員の養成	地域の健康づくりのために、「食」を通じたボランティア活動を行う食生活改善推進員（愛称「ヘルスメイト」）を養成します。			
	[健康推進課]				
35	各区の特色に応じた運動に関する講習会等の実施	市民が自身の健康状態や身体能力に気付き健康的な運動習慣を獲得する機会のひとつとして、関連団体と協働するなど各区の特色に応じた運動体験や周知啓発を実施し、地域住民の主体的な健康づくりを支援します。			
	[健康推進課]				
36	障害者スポーツ大会等の開催	障害者の社会参加や理解促進はもとより、健康づくりや生きがいくくりを促進するため、身体障害者スポーツ大会やゆうあいピックの開催、スポーツ活動の機会の確保、全国障害者スポーツ大会への参加支援などを実施します。			
	[障害者自立支援課]				

第1章  
地域福祉計画とは

第2章  
現状と経緯

第3章  
計画の概要

第4章  
地域の取組み

第5章  
市の取組み

第6章  
成年後見制度利用  
促進基本計画

第7章  
取組事例

第8章  
計画の推進

資料編

第5章 市の取組み（地域福祉の基盤整備のために市が行う取組み）

第1章 地域福祉計画とは

第2章 現状と経緯

第3章 計画の概要

第4章 地域の取組み

第5章 市の取組み

第6章 成年後見制度利用促進基本計画

第7章 取組事例

第8章 計画の推進

資料編

No	事業名 [担当課]	取組内容			
		評価指標	評価単位	令和4年度目標 (2022)	令和5年度目標 (2023)
37	学校体育施設開放事業	学校体育施設を開放し、市民の体力づくり及びコミュニティ活動の振興を図り、市民が手軽に多様なスポーツ・レクリエーションを行える場を提供します。			
	[スポーツ振興課]	利用人数	人	2,000,000人	2,200,000人
38	ちばしパラスポーツコンシェルジュ	障害者が地域のスポーツ活動に参加しやすくするために、コーディネーターが障害の種類・程度に応じてスポーツの紹介やサークル活動へのマッチングを行います。 また、パラスポーツに関する情報発信や、団体や施設等が行う体験会等の普及活動への支援を行います。			
	[スポーツ振興課]	マッチング件数	人	60人	65人
39	パラスポーツ振興補助金	障害者のスポーツ活動への参加を促進し、生きがいや生活の質の向上、健康づくりの機会等を創出するため、市民団体等が行う、障害者を対象とするスポーツ教室などの開催に対し費用の一部を助成します。			
	[スポーツ振興課]				

コラム

健康づくり事業

地域の仲間と健康づくり～健康と賞品をゲット！！～

地区組織で行う健康づくりへの取り組みに応じて加算される点数を500点集めると、素敵な賞品が当たる抽選に応募できます。

地域の皆さんと一緒に健康づくりに取り組みませんか？

地域の自主グループや自治会などで活動し、生活習慣の改善や地域の絆づくりを進めていきましょう。

- 点数の対象となる取り組み
  - ・ウォーキングやラジオ体操などの運動
  - ・健（検）診の利用
  - ・健康づくりに関する講座・イベントに参加
  - ・運動自主グループに登録

○賞品内容（例）



<p><b>A賞</b></p> <p>3万円分 商品券 3団体</p>	<p><b>B賞</b></p> <p>1万5千円分 商品券 7団体</p>	<p><b>C賞</b></p> <p>1万円相当カタログギフト 15団体</p>	<p><b>D賞</b></p> <p>3～5千円相当の品 50団体</p>
--	--	---	--

コラム

フレイル予防

フレイルとは、加齢により心と身体の活力が弱まった状態です。健康な状態と日常生活で介護が必要な状態の中間を意味し、加齢により生じやすい衰え全般を指します。

フレイルであることに早めに気づき、生活習慣の改善や運動、社会参加など適切な予防を行うことで、健康な状態へ戻ることもできます。

《食事・お口の健康》

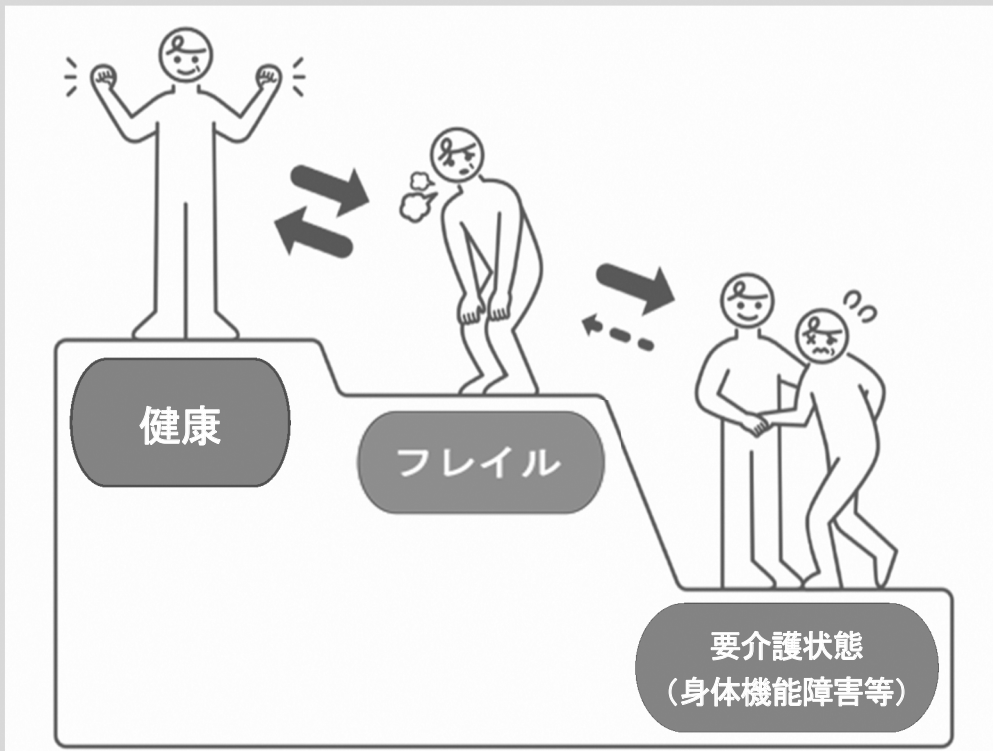
フレイルを予防するためには、日々の食事を通じて良好な栄養状態を保つことが重要です。1日3食、主食・主菜・副菜を組み合わせ、しっかり噛んで食べる、口周りの筋肉を保つ等、日頃から意識して気をつけましょう。

《身体を動かす習慣》

家で過ごす時間が長くなると、筋力が落ちて動けなくなることが心配されます。転倒などを予防するためにも、日頃から身体を動かす習慣を身に付けましょう。

《人とのつながり》

趣味などのサークル活動や地域活動などは、健康寿命を延ばすといわれています。楽しさややりがいを持てる自分に合った活動を見つけましょう。



厚生労働省「食べて元気にフレイル予防」パンフレットより

第1章  
地域福祉計画とは

第2章  
現状と経緯

第3章  
計画の概要

第4章  
地域の取組み

第5章  
市の取組み

第6章  
成年後見制度利用  
促進基本計画

第7章  
取組事例

第8章  
計画の推進

資料編

<主要施策（2）生きがいづくり>

【現状や課題】

- 「人生100年時代」を迎え、本市においても100歳以上の高齢者が350人を超えるなど100歳まで生きることが珍しくない社会となっており、高齢者から若者まで、すべての市民に活躍の場があり、すべての市民が元気に活躍し続けられる社会、安心して暮らすことのできる社会をつくる必要があります。
- 高齢者について、就労をはじめ、地域活動やボランティア活動など、社会参加を促進する体制をつくる必要があります。

【今後の取組方針】

- 誰もが役割を持ち、いきいきと暮らせる社会を実現するため、生涯現役応援センター等の窓口において、高齢者等の就労、地域活動・ボランティア活動などの社会参加に関する情報提供・相談・紹介を行うとともに、シルバー人材センターの充実や老人クラブの育成を図ります。

《主な取組事業》

No	事業名 [担当課]	取組内容			
		評価指標	評価単位	令和4年度目標 (2022)	令和5年度目標 (2023)
40	生涯現役応援センター	高齢者の就労や地域活動等の情報を集約し、情報提供・相談・紹介を行う総合相談窓口を設置して社会参加を促進します。 出張相談を積極的に展開し、利用者の増加に努めます。			
	[高齢福祉課]	マッチング件数	人	208人	228人
41	シルバー人材センター	高齢者の就業機会創出のため雇用開拓をさらに進めるとともに、人手不足の介護分野の担い手となるべく介護保険の生活援助型訪問サービスを提供します。			
	[高齢福祉課]	就業延べ人員	人	218,992人	221,879人
42	老人クラブの育成	地域の自主活動団体である老人クラブが介護予防・社会奉仕活動に積極的に取り組めるよう、会員の増強や事務負担軽減について支援します。			
	[高齢福祉課]	単位老人クラブの 会員数	人	12,017人	12,175人
43	いきいきプラザ・いきいきセンター（老人福祉センター）の管理運営	健康で生きがいのある生活が送れるよう、生活相談や健康相談、介護予防訓練、各種講座や趣味などの活動支援事業を実施します。			
	[高齢福祉課]	延べ利用者数	人	631,102人	639,420人

第1章  
地域福祉計画とは

第2章  
現状と経緯

第3章  
計画の概要

第4章  
地域の取組み

第5章  
市の取組み

第6章  
成年後見制度利用  
促進基本計画

第7章  
取組事例

第8章  
計画の推進

資料編

<参考> 「施策の方向3 介護予防・健康づくり、生きがいくくり」に関連する千葉市社会福祉協議会の取組み

取組み・事業	内容
ふれあい・散歩クラブの促進	助成等を通じ、地区部会を支援し拡充に努めるとともに、施設福祉部門の専門職をクラブ活動に派遣し、活動内容の充実を図ります。

施策の方向4 誰もが安心して暮らせる地域づくり

<主要施策（1）生活支援サービスの拡充>

【現状や課題】

- すべての人が住み慣れた地域で暮らしていくためには、生活支援サービスのさらなる充実が必要です。
- 生活支援サービスの充実には、身近な地域で、住民が世代や背景を超えてつながり、相互に役割を持ち、「支え手」「受け手」という関係を超えて支え合う取組みを支援する必要があります。

【今後の取組方針】

- 支え合いのまちづくりを推進するため、CSW や生活支援コーディネーター等が、地域支え合い活動、高齢者等のごみ出し支援や外出支援等の住民主体による生活支援サービスの拡充に向けた支援を行うとともに、生活支援サイトの充実を図るなど、情報発信に努めます。
- 地域において会員同士で子育てを支援する相互援助活動を支援する「ファミリー・サポート・センター事業」を実施します。

《主な取組事業》

No	事業名 [担当課]	取組内容			
		評価指標	評価単位	令和4年度目標 (2022)	令和5年度目標 (2023)
44	地域支え合い型訪問支援・ 通所支援事業 【再掲】 No24	買い物、調理等の生活支援サービスや、サロン、趣味活動を通じた高齢者の日中の居場所づくりを行う町内自治会や地区部会、NPO法人等に対して助成します。			
	[高齢福祉課]	登録団体数	団体	訪問支援6団体 通所支援12団体	訪問支援7団体 通所支援14団体
45	高齢者等ごみ出し支援事業	高齢者や障害者等の単身世帯でごみ出しが困難と認められる世帯のごみ出しに係る利便性を図るため、家庭系ごみ収集団体が対象世帯から家庭系ごみを収集し、ごみステーションへ排出した当該団体に対して助成します。			
	[高齢福祉課]	登録団体数	団体	56団体	61団体

第1章  
地域福祉計画とは

第2章  
現状と経緯

第3章  
計画の概要

第4章  
地域の取組み

第5章  
市の取組み

第6章  
成年後見制度利用  
促進基本計画

第7章  
取組事例

第8章  
計画の推進

資料編

第5章 市の取組み（地域福祉の基盤整備のために市が行う取組み）

No	事業名 [担当課]	取組内容			
		評価指標	評価単位	令和4年度目標 (2022)	令和5年度目標 (2023)
46	高齢者に対する外出支援	社会福祉法人や生活支援コーディネーター、NPO法人等と連携して情報共有を行うことにより、公共交通機関の利用が困難な高齢者が含まれる町内自治会等と、福祉施設や地元スーパーが連携して実施する福祉施設のデイサービス送迎車を活用した、自宅と地元スーパー間の無料送迎サービスを推進します。また、階段昇降が困難な高齢者等の外出支援や、在宅復帰、家族などの介護負担軽減を図るため、階段昇降機を活用した支援を行う訪問介護事業者等に、階段昇降機の導入等に要する経費を助成します。			
	[高齢福祉課]				
47	地域見守り活動支援事業 【再掲】 No51	ひとり暮らし等の高齢者が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域における見守り活動や助け合い活動を実施するための初期経費を助成することにより、地域見守り活動や助け合い活動の促進を図ります。			
	[高齢福祉課]				
48	福祉有償運送支援事業	心身に障害があることなどを理由に公共交通機関の利用が困難な高齢者等の移動を支援するため、福祉有償運送を行う者に対して、立ち上げ及び運営に要する費用を助成します。			
	[高齢福祉課]				
49	千葉市の生活支援サイトの充実	地域住民を主体とする生活支援・介護予防サービスについて、生活支援コーディネーターが活動状況を調査し「千葉市生活支援サイト」に公開することにより、市民に周知を図ります。併せて、関係機関に生活支援サイトの周知を図ります。			
	[地域包括ケア推進課]				
50	ファミリー・サポート・センター事業	「子育て中で困ったときに手を貸して欲しい方」と「子どもが好き」「子育て中の保護者を助けてあげたい」などの思いをもっている方に会員登録をしてもらい、センターのアドバイザーが仲介となって、地域に住む会員同士で子育て支援をする相互援助活動を支援します。			
	[幼保支援課]				

第1章  
地域福祉計画とは

第2章  
現状と経緯

第3章  
計画の概要

第4章  
地域の取組み

第5章  
市の取組み

第6章  
成年後援制度利用  
促進基本計画

第7章  
取組事例

第8章  
計画の推進

資料編



コラム

地域支え合い型訪問支援・通所支援事業（サービスB）

～あなたのまちにも、あなたの支援を待っている人がいます！～

高齢化の進展により、令和7年度には市内で約4,000人の介護人材が不足すると推計されており、専門職によるサービスを必要としない利用者の受け皿として、NPO法人や地域団体等の多様な主体によるサービスは非常に重要なものになっています。

支えられる側はもちろんのこと、支える側の高齢者の介護予防にも繋がり、住民主体サービスをきっかけに、見守り活動やごみ出し支援等の地域の支え合い活動が活発になるなど、住民主体サービスの広がりは超高齢化社会に適応した地域包括ケアシステムの構築には欠かせないものです。

令和3年10月末現在、千葉市では訪問支援5団体・通所支援8団体が登録しています。

買い物や掃除などの生活支援のほか、集会所や公園などの通いの場での体操・趣味活動など、工夫を凝らした多種多様な活動が活発に行われています。

活動内容について詳細は、高齢福祉課にお気軽にお問合せください。



<主要施策（2）地域見守り体制の充実>

【現状や課題】

- 近年、単身世帯の増加や地域社会及び家族からの孤立等により、見守りなどを行う地域コミュニティの再構築が求められています。
- 多様な主体による地域見守り体制の充実を図る必要があります。

【今後の取組方針】

- 一人暮らし高齢者等の見守り体制を強化するため、新たに地域で見守り活動を立ち上げる団体に対し、初期費用を助成するとともに、事業者と連携し、高齢者を見守る体制の充実を図ります。
- 地域における孤独死を防止するため、宅配業者や日常業務で地域を巡回しているライフライン事業者などの民間企業が、異変を発見した場合、区に通報する「孤独死防止通報制度」の協力事業者を増やします。
- 児童生徒の安全確保を図るため、地域住民や保護者による学校セーフティウォッチ事業を実施します。

第1章  
地域福祉計画とは

第2章  
現状と経緯

第3章  
計画の概要

第4章  
地域の取組み

第5章  
市の取組み

第6章  
成年後見制度利用  
促進基本計画

第7章  
取組事例

第8章  
計画の推進

資料編

第5章 市の取組み（地域福祉の基盤整備のために市が行う取組み）

《主な取組事業》

No	事業名 [担当課]	取組内容			
		評価指標	評価単位	令和4年度目標 (2022)	令和5年度目標 (2023)
51	地域見守り活動支援事業 【再掲】No47	ひとり暮らし等の高齢者が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域における見守り活動や助け合い活動を実施するための初期経費を助成することにより、地域見守り活動や助け合い活動の促進を図ります。			
	[高齢福祉課]	初期費用交付団体数	団体	2団体	2団体
52	民間企業と連携した高齢者の見守り支援	民生委員や町内自治会など地域による見守り活動に加え、民間企業とも連携し高齢者の見守り支援の強化を図ります。			
	[高齢福祉課]				
53	徘徊高齢者SOSネットワーク事業	認知症の方が行方不明となった場合に、警察と市関係機関等によるネットワークを活用するほか、家族等の申し出によりSNS、メールや防災行政無線等を通じて地域住民等と情報共有を図り、早期発見につなげます。			
	[地域包括ケア推進課]				
54	学校セーフティウォッチ	地域住民や保護者が登下校時を中心に「学校セーフティウォッチャー」として見守りを行い、児童生徒の安全確保を図るボランティア活動を推進します。			
	[学事課（教育委員会）]	SW一人当たりの児童生徒数、講習会	人、回	【SW一人当たりの児童生徒】 3.10人 【講習会】 2回	【SW一人当たりの児童生徒】 3.06人 【講習会】 2回
55	民生委員・児童委員活動への支援	民生委員・児童委員が地域において円滑で有効な活動を実施できるよう、民生委員児童委員協議会の活動をサポートするとともに、研修内容の充実に努めます。			
	[地域福祉課]				
56	孤独死防止通報制度の運用	連絡会議の開催や事業者向け携行用カードの配布により、既存のライフライン事業者や配達事業者等の協力事業者（R3年度末時点：33事業者）に対して制度の周知を徹底するとともに、新たな協定締結に向けて各企業に働きかけを行います。			
	[地域福祉課]	新規協定締結件数	件	1件	1件

第1章  
地域福祉計画とは

第2章  
現状と経緯

第3章  
計画の概要

第4章  
地域の取組み

第5章  
市の取組み

第6章  
成年後見制度利用  
促進基本計画

第7章  
取組事例

第8章  
計画の推進

資料編

<主要施策（3）防犯体制の強化>

【現状や課題】

- 市内で起きている犯罪を種類（罪種）別で整理すると、全体の7割以上が窃盗犯となっており、特に自転車盗の件数が多くなっています
- 犯罪の発生場所別では、「住宅」「駐車場」「駐輪場」「道路上」等での発生件数の割合が高く、地域の身近な場所で、犯罪が多発している傾向があります。
- いわゆる「電話 de 詐欺」や悪質商法による被害を防ぐため、家族はもちろん、地域全体で見守る必要があります。

【今後の取組方針】

- 安全、安心なまちづくりに向け、地域における防犯パトロール隊や防犯ウォーキングの活動等を支援するとともに、警察や事業者と協働し、犯罪発生情報等の防犯情報を提供します。
- 子どもたちの登下校の安全確保を図るため、こども110番のいえを拡大します。
- 悪質商法等を題材にした消費者教育講座を開催します。

《主な取組事業》

No	事業名 [担当課]	取組内容			
		評価指標	評価単位	令和4年度目標 (2022)	令和5年度目標 (2023)
57	市民防犯活動の支援	防犯パトロール隊への物品配付や各種講座の開催、防犯街灯・防犯カメラの設置助成等を実施します。			
	[地域安全課]	講座・交流会実施回数 ／アドバイザー派遣数 ／助成件数	回、件、件	【地域安全まちづくり講座】 ・実施回数 1回 【防犯アドバイザーの派遣】 ・派遣回数 6回 【防犯街灯の管理費、設置費、修理費の助成】 ・管理費助成 53,860灯 ・設置費助成 175灯 ・修理費助成 200件 【防犯パトロール隊への物品配付】 ・支援団体 190団体 【防犯パトロール隊交流会の開催】 ・開催回数 1回 【防犯カメラの設置費、工事費の助成】 ・設置台数 40台	【地域安全まちづくり講座】 ・実施回数 1回 【防犯アドバイザーの派遣】 ・派遣回数 6回 【防犯街灯の管理費、設置費、修理費の助成】 ・管理費助成 53,860灯 ・設置費助成 175灯 ・修理費助成 200件 【防犯パトロール隊への物品配付】 ・支援団体 190団体 【防犯パトロール隊交流会の開催】 ・開催回数 1回 【防犯カメラの設置費、工事費の助成】 ・設置台数 40台
58	地域防犯ネットワークの推進 [地域安全課]	市、警察及び事業者が協働して、地域の見守りネットワークを構築し、安全で安心なまちづくりを推進するとともに、犯罪発生情報等の防犯情報をスピーディーに配信する、ちばし安全・安心メールを実施します。			
59	防犯ウォーキングの推進 [各区地域振興課]	市民が日頃のウォーキング等を兼ねて、気軽にパトロールを実施する「防犯ウォーキング」を推進するため、専用の帽子等を貸与します。			

第1章  
地域福祉計画とは

第2章  
現状と経緯

第3章  
計画の概要

第4章  
地域の取組み

第5章  
市の取組み

第6章  
成年後援制度利用  
促進基本計画

第7章  
取組事例

第8章  
計画の推進

資料編

## 第5章 市の取組み（地域福祉の基盤整備のために市が行う取組み）

No	事業名 [担当課]	取組内容			
		評価指標	評価単位	令和4年度目標 (2022)	令和5年度目標 (2023)
60	こども110番のいえ	子どもたちの登下校時等における安全の確保を図るため、各中学校区青少年育成委員会が地域住民・事業者に緊急避難場所として「こども110番のいえ」への登録を依頼し、プレートを掲示してもらい、地域ぐるみで、子どもたちの安全を守っていく場所を確保します。			
	[健全育成課]				
61	くらしの巡回講座・連携事業	地域の見守り活動を行う団体や町内自治会、学校、公民館等からの依頼に応じて、消費生活相談員等による悪質商法の最新の手口や対処法に係る講座や、ライフステージに対応した各種消費者教育講座を実施します。			
	[消費生活センター]				

### <主要施策（4）災害に備える地域づくり>

#### 【現状や課題】

○ 近年、台風や地震など災害が多発しており、自分（家族）の身は自分（家族）守る、との考えのもと、食料や飲料水の備蓄など、日常的な災害に対する備えや、災害時の対応を行っておく「自助」や、災害時に、まず自分自身や家族の安全を確保した後に、近所や地域の方々と助け合う、また、災害時に円滑に助け合いができるように、平常時から地域で助け合いに備える「共助」の重要性がより認識されました。

○ 自助・共助による防災対策においては、市民の意識向上及び地域参加・協力が不可欠です。

#### 【今後の取組方針】

○ 地域の防災力向上のため、避難所運営委員会の設立育成及び自主防災組織の育成を図るとともに、防災知識の普及啓発を図ります。

○ 地域による避難行動要支援者の支援体制の強化を図るため、個別避難計画の作成及び避難行動要支援者名簿の活用を促進します。

第1章  
地域福祉計画とは

第2章  
現状と経緯

第3章  
計画の概要

第4章  
地域の取組み

第5章  
市の取組み

第6章  
成年後見制度利用  
促進基本計画

第7章  
取組事例

第8章  
計画の推進

資料編

第5章 市の取組み（地域福祉の基盤整備のために市が行う取組み）

《主な取組事業》

No	事業名 [担当課]	取組内容			
		評価指標	評価単位	令和4年度目標 (2022)	令和5年度目標 (2023)
62	避難所運営委員会の設立育成	災害時に避難所の迅速な開設及び円滑な運営を行うため、地域の町内自治会等が主体となる避難所運営委員会の設立を促進するとともに、活動に要する経費を助成し運営体制の構築を図ります。			
	[防災対策課]	活動支援団体数	団体	176団体	185団体
63	自主防災組織の育成	町内自治会等が自主防災組織を設置する際の機材供与や、自主防災組織が実施する防災訓練、機材購入・賃借の際に助成します。			
	[防災対策課]	新規結成数	団体	10団体	16団体
64	防災アドバイザー派遣	結成して間もない自主防災組織等に防災アドバイザー（防災ライセンススキルアップ講座修了者）を派遣し、災害発生時の対応や平時の活動内容（防災訓練等）における指導・助言をすることで、活発な活動を推進します。			
	[防災対策課]	防災アドバイザー派遣人数	人	20人	20人
65	防災知識の普及啓発	出前講座や広報紙による防災情報の発信や、防災ライセンス講座、防災ライセンススキルアップ講座及び防災リーダー研修会の開催により、防災知識の普及・啓発に努めます。			
	[防災対策課]	防災ライセンス及びスキルアップ講座受講人数	人	160人	160人
66	避難行動要支援者の支援体制	避難行動要支援者一人ひとりに合わせた避難行動等を定める「個別避難計画」の作成を促進します。令和4年度から概ね3年程度で、ハザードマップ上のリスクや心身の状況から、優先して計画を作成する要支援者を選定するとともに、優先順位が高い方から順次計画を作成します。 また、地域による安否確認や避難支援等に活用するため、市が保有する要支援者名簿情報を、平常時に協定を締結した町内自治会等に提供し、支援体制の構築を推進します。			
	[防災対策課]	計画作成数	件	134件	334件
67	災害時におけるボランティア体制の整備	災害時におけるボランティア活動が円滑に行われるよう、市社協が設置する災害ボランティアセンターの運営について、設置場所や資機材の確保等、支援体制の整備を行います。			
	[地域福祉課]				
68	交通安全総点検	安全で快適な道路環境をつくるため、市民参加による道路点検を推進します。			
	[各区地域振興課]				

第1章  
地域福祉計画とは

第2章  
現状と経緯

第3章  
計画の概要

第4章  
地域の取組み

第5章  
市の取組み

第6章  
成年後援制度利用促進基本計画

第7章  
取組事例

第8章  
計画の推進

資料編

<参考> 「施策の方向4 誰もが安心して暮らせる地域づくり」に関連する千葉市社会福祉協議会の取組み

取組み・事業	内容
地域支えあい活動の促進	地区部会エリアで支えあい活動が拡充するよう、ノウハウの提供や各種助成金制度を活用し支援します。
見守り活動の促進	地区部会エリアで見守り活動が拡充するよう、ノウハウの提供や助成を通じ支援します。
ふれあい食事サービス事業への支援	助成等を通じ、実施地区部会を支援します。また、開催方法の工夫などについて情報提供していきます。
災害時の体制整備の強化	災害時に本会職員と協働で運営できるスタッフを養成し、本会職員と運営ボランティアによる災害ボランティアセンター設置・運営訓練を実施します。また、災害資機材の整備を行います。

コラム

避難行動要支援者名簿情報の申請・提供の流れ

名簿情報の申請・提供の流れ



第1章  
地域福祉計画とは

第2章  
現状と経緯

第3章  
計画の概要

第4章  
地域の取組み

第5章  
市の取組み

第6章  
成年後見制度利用  
促進基本計画

第7章  
取組事例

第8章  
計画の推進

資料編

**施策の方向5 福祉教育・啓発**

**<主要施策（1）福祉教育の推進>**

**【現状や課題】**

○ 地域福祉を推進していくためには、義務教育段階から福祉に対する理解や関心を深め、様々な学習や体験を通して共に支えあう福祉の心を育むことが必要です。

**【今後の取組方針】**

- 市社会福祉協議会や学校と連携し、福祉教育を推進します。
- 東京 2020 オリンピック・パラリンピックのレガシーとして、障害及び障害者への更なる理解促進のため、小学生等への福祉講話を実施します。

**《主な取組事業》**

No	事業名 [担当課]	取組内容			
		評価指標	評価単位	令和4年度目標 (2022)	令和5年度目標 (2023)
69	福祉教育の推進	市社協が行う福祉教育推進のための各種事業を支援します。			
	[地域福祉課]	①福祉体験用具貸出、職員派遣等件数 ②広報紙・福祉冊子の発行、配付	①件 ②-	①50件 ②実施	①55件 ②実施
70	学校における総合的な学習の時間を通しての福祉教育 [教育指導課（教育委員会）]	総合的な学習の時間等における福祉体験を通して、地域福祉の将来を担う子どもたちが、高齢者や障害者と互いに支え合いながら地域で安心して充実した生活を送ることができるよう、自他を認め合い、尊重し合う資質や能力、態度の育成に努めます。			
71	福祉講話の実施	東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機に、市内の小中学校等において、障害者本人や家族等が学校に赴き、児童生徒の視点に立って体験談等を語るとともに、車いす・点字・手話などの体験学習を通じて障害者と交流を深めることにより、障害及び障害者への理解を促進します。			
	[障害者自立支援課]	実施回数	回	40回	40回
72	青少年育成事業	青少年健全育成活動を行う団体が実施する青少年の健全育成事業及び広く市民に周知する参加型の事業などについて、経費の一部を助成します。			
	[健全育成課]	補助金交付団体数	団体数	6団体	6団体

第1章  
地域福祉計画とは

第2章  
現状と経緯

第3章  
計画の概要

第4章  
地域の取組み

第5章  
市の取組み

第6章  
成年後見制度利用促進基本計画

第7章  
取組事例

第8章  
計画の推進

資料編

<主要施策（2）啓発活動の推進>

【現状や課題】

- 令和2年度に実施した地域福祉活動に関するWEBアンケートにおける「お住まいの地域では、どのような地域福祉活動が行われていますか。」との質問に対し、約48%の方が「わからない」と回答しており、地域福祉、地域福祉活動の認知度に課題があります。
- 地域福祉を推進していくためには、一人でも多くの市民が福祉に対する理解や関心を深め、地域福祉活動につながるよう、様々な学習や体験を通して共に支えあう福祉の心を育むことが必要です。

【今後の取組方針】

- 様々な地域福祉に関する事柄について、より効果的な周知手法や工夫を検討し、普及・啓発を図っていきます。

《主な取組事業》

No	事業名 [担当課]	取組内容			
		評価指標	評価単位	令和4年度目標 (2022)	令和5年度目標 (2023)
73	認知症への理解の促進	認知症に関する正しい知識を持って、地域や職場で認知症の方や家族を見守り支援する認知症サポーターを引き続き養成する他、認知症の方が自身の思いや希望を自らの言葉で発信する機会を推進します。また、世界アルツハイマーデー及び月間の機会を捉えて、認知症の普及・啓発イベントを開催します。			
	[地域包括ケア推進課]				
74	認知症介護研修	認知症の方を介護するご家族等を対象に研修会を開催し、介護の知識や技術を習得するとともに、介護者同士の交流を図ります。			
	[地域包括ケア推進課]				
75	障害者差別解消の推進	平成28(2016)年4月の障害者差別解消法施行にあわせて開設した「障害者差別解消相談窓口」の広報に努めるとともに、講演会の開催やリーフレットの作成などにより、障害者への理解と合理的配慮の提供を促進します。			
	[障害者自立支援課]				
76	障害者への情報保障	地域福祉活動団体が講演会などを企画する際、聴覚障害者への筆談や手話、視覚障害者への読み上げや拡大文字の使用など、可能な限り障害者本人の希望に沿った対応を行う「合理的配慮」について情報提供します。			
	[障害者自立支援課]				
77	障害者週間における啓発活動	障害者週間（12月）にあわせて障害者福祉大会を開催し、障害者の自立促進と市民意識の啓発及び障害者間の障害種別を越えた交流を図ります。 また、同大会において障害者への理解促進をテーマにした作文及びポスターの最優秀賞受賞者を表彰します。			
	[障害者自立支援課]				
78	身体障害者連合会への支援	政令指定都市間で開催される各種会議や親善スポーツ大会への参加を支援するとともに、障害者理解に資する講演会や文化・スポーツに関するイベント等の開催を通じて、市内に居住するすべての身体障害者の福祉の向上や社会参加の促進を図ります。			
	[障害者自立支援課]				

第1章  
地域福祉計画とは

第2章  
現状と経緯

第3章  
計画の概要

第4章  
地域の取組み

第5章  
市の取組み

第6章  
成年後見制度利用  
促進基本計画

第7章  
取組事例

第8章  
計画の推進

資料編



第5章 市の取組み（地域福祉の基盤整備のために市が行う取組み）

No	事業名 [担当課]	取組内容			
		評価指標	評価単位	令和4年度目標 (2022)	令和5年度目標 (2023)
79	児童福祉週間における啓発活動	児童福祉週間（5月）等における啓発活動を通して、地域とともに、子ども福祉についての関心と理解を深めます。			
	[こども家庭支援課]				
80	青少年育成委員会への支援	青少年健全育成を目的とし、地域の危険箇所の点検、こども110番のいえ事業、レクリエーションやスポーツ活動、研修会、環境浄化活動や補導活動、あいさつ運動等の事業を行う中学校区青少年育成委員会に対して、補助金を交付します。			
	[健全育成課]				
81	市民のボランティア・NPO活動参加の促進	市民公益活動に関する情報の提供、講座の開催、相談などを行い、市民のボランティア・NPO活動参加へのきっかけづくりの場とします。 また、ボランティアデータベースを活用し、市社協等と協力して、市内のボランティア団体やボランティア募集に関する情報を一元的に提供します。			
	[地域福祉課][高齢福祉課] [市民自治推進課][国際交流課] [生涯学習振興課（教育委員会）]				
82	ボランティアに関する情報の発信	ボランティアデータベースを活用した情報発信およびボランティア関係機関である、千葉県国際交流協会、千葉県ボランティアセンター、ちば生涯学習ボランティアセンター、千葉市民活動支援センター等においてボランティア情報を発信します。			
	[地域福祉課][市民自治推進課] [国際交流課] [生涯学習振興課（教育委員会）]				
83	ボランティア活動の促進 【再掲】 No17	ボランティアに関する相談受付・紹介、情報提供、広報・啓発、講座の開催など、千葉県ボランティアセンターが行うボランティアの育成・支援活動を支援します。			
	[地域福祉課]				
84	地域福祉に関する情報提供	各区支え合いのまち推進協議会における事例紹介や各区支え合いのまち推進協議会が発行する推進協だより、また、多様な媒体を活用した本計画の周知により、地域福祉に関する情報を提供します。			
	[地域福祉課]				
85	市政出前講座	専門知識をもっている市職員が、地域の住民や団体による活動に寄与するため、地域に出向いて市の施策や制度・事業などを説明します。			
	[広報広聴課]				
86	交通安全対策	交通事故の実態や傾向について、ホームページや市政だよりなどの広報媒体を通じて広く情報を提供するとともに、地域の要請に応えた交通安全教育を推進するなど、警察をはじめとした関係機関、団体と連携しながら交通安全思想の普及・啓発を図ります。			
	[地域安全課]				
87	人権週間等における人権啓発活動	人権週間（12月）等における啓発活動を通して、すべての人の人権が尊重される社会の実現を目指します。			
	[男女共同参画課]				

第1章  
地域福祉計画とは

第2章  
現状と経緯

第3章  
計画の概要

第4章  
地域の取組み

第5章  
市の取組み

第6章  
成年後援制度利用  
促進基本計画

第7章  
取組事例

第8章  
計画の推進

資料編

<参考> 「施策の方向5 福祉教育・啓発」に関連する千葉市社会福祉協議会の取組み

取組み・事業	内容
ボランティア活動等の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ボランティア ボランティアの相談・登録を行い、ボランティア情報紙等を発行して、ボランティア情報を提供します。また、新たにボランティア活動に参加する人やすでに登録しているボランティアに対し、多種多様なボランティア講座を開催し、人材の確保・育成に努めます。</li> <li>● 市民後見人 25歳から70歳までの住民に対し、基礎編、応用・実務編として2か年度に渡り、成年後見人等に必要な知識等を習得する養成研修を実施します。</li> </ul>
成年後見制度の普及・啓発	ホームページによる情報提供、パンフレットの作成、講習会の開催及び講師の派遣を実施します。
福祉教育の推進	<p>学校や地域等に福祉体験用具の貸出、本会職員による出前講座等を行います。</p> <p>また、学校における福祉教育が円滑に行われるよう、学校教員や小・中学校の児童・生徒に対し情報紙や冊子を配付するとともに、教員向け福祉教育講座を開催します。</p> <p>なお、毎年、市立小・中学校6校を3年間、ボランティア活動推進協力校として指定し、企画・提案や助成金を通じて、学校が行う福祉教育を支援します。</p>

千葉市社会福祉協議会マスコットキャラクター「ハーティちゃん」



第1章  
地域福祉計画とは

第2章  
現状と経緯

第3章  
計画の概要

第4章  
地域の取組み

第5章  
市の取組み

第6章  
成年後見制度利用  
促進基本計画

第7章  
取組事例

第8章  
計画の推進

資料編

**取組方針Ⅱ ひとりぼっちにしない、断らない相談支援体制を構築する**

【現状や課題】

- 8050世帯、ダブルケアやゴミ屋敷など、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、高齢、障害、子ども、生活困窮などの属性を超えた支援を円滑かつ一体的に実施できるよう、包括的な支援体制の整備が必要です。

【今後の取組方針】

- 国が示している重層的支援体制整備事業の活用も含め、本市に適した包括的な相談支援体制のあり方を検討します。
- ひとりぼっちをつくらない、断らない相談支援体制を構築するため、CSWの増員等コミュニティソーシャルワーク機能の強化、地域の居場所（通いの場）へのアウトリーチの拡充やサロンなど身近な居場所における地域住民等による相談体制づくりへの支援などを行います。

**施策の方向1 包括的な相談支援体制の構築**

**<主要施策（1）包括的な相談支援体制の構築>**

【現状や課題】

- 制度の狭間に陥った世帯や、複雑化・複合化する課題を抱えた世帯が顕在化しており、属性を問わない包括的な相談支援体制のあり方等について、検討を進める必要があります。
- 既存の相談支援機関同士の連携を促進する必要があります。

【今後の取組方針】

- 国が示している重層的支援体制整備事業の活用も含め、本市に適した包括的な相談支援体制のあり方を検討します。
- 様々な相談支援機関のネットワーク化を促進するため、相談支援機関向けコンシェルジュを配置します。
- 個別課題や地域生活課題の解決及びネットワーク化を図るため、地域ケア会議の充実を図ります。
- 生活に困窮された方の支援を行うため、生活自立・仕事相談センターの充実を図ります。
- 支援が必要な家庭の早期発見から虐待の未然防止、再発防止に至るまでの切れ目のない支援を行うため、地域に根差した身近な相談窓口として、庁内外の関係機関と連携しながら支援を実施する子ども家庭相談支援拠点を設置します。

第1章  
地域福祉計画とは

第2章  
現状と経緯

第3章  
計画の概要

第4章  
地域の取組み

第5章  
市の取組み

第6章  
成年後見制度利用  
促進基本計画

第7章  
取組事例

第8章  
計画の推進

資料編

第5章 市の取組み（地域福祉の基盤整備のために市が行う取組み）

《主な取組事業》

No	事業名 [担当課]	取組内容			
		評価指標	評価単位	令和4年度目標 (2022)	令和5年度目標 (2023)
88	重層的・包括的相談支援体制の構築 【再掲】No98,141	置かれた状況や年齢を問わず各種相談を包括的に受け付け、適切な支援に早期に繋げるため、民間事業者のノウハウを活用し、本市に適した相談支援体制のあり方を検討する。			
	[地域福祉課]				
89	相談支援機関向けコンシェルジュ	相談支援機関を対象に、分野や世代をまたぐような、複合的・複雑化した生活課題を抱える個人・世帯の増加に対応するため、単独の相談支援機関だけでは解決困難な案件について、相談支援機関からの連絡により、複数の相談支援機関間のコーディネートや、団体等とのコーディネートを行います。			
	[地域福祉課]				
90	あんしんケアセンターの充実	高齢者等が身近な場所で相談できる体制を充実するため、高齢者人口に応じ、あんしんケアセンターの出張所の増設及び包括3職種（主任介護支援専門員・社会福祉士・保健師等）の増員を行います。（R3年度末時点：28センター2出張所、146人）			
	[地域包括ケア推進課]				
91	地域ケア会議の充実 【再掲】No130	個別事例の検討、自立支援の強化、地域課題の分析及び解決、ネットワーク構築のための会議を地域の実情に応じて開催し、地域課題解決に向けた取り組みを推進していきます。			
	[地域包括ケア推進課]				
92	生活自立・仕事相談センターの充実 【再掲】No114	生活保護に至る前の自立支援策の強化を図るとともに、生活保護から脱却した人が再び生活保護に頼ることのないよう、生活に困窮した方の悩みに応じた対応を行います。			
	[保護課]				
93	子ども家庭総合支援拠点事業	子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、子ども等に関する相談全般からより専門的な対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務等を行う支援拠点を各区に設置します。			
	[こども家庭支援課]				

<主要施策（2）コミュニティソーシャルワーク機能の強化>

【現状や課題】

- 制度・分野ごとの相談支援体制では対応が困難な複雑化・複合化した生活課題を抱える世帯や支援を必要としていても自ら相談に行く力がなく、地域の中で孤立している世帯などを確実に支援に繋げる必要があります。

【今後の取組方針】

- アウトリーチ等を通じた個別支援の実施や、住民等が主体となって地域課題を把握し、解決を試みる体制づくりへの支援に取り組んでいる CSW 等の増員及び育成を図り、包括的な支援体制の構築を推進します。

第1章  
地域福祉計画とは

第2章  
現状と経緯

第3章  
計画の概要

第4章  
地域の取組み

第5章  
市の取組み

第6章  
成年後見制度利用  
促進基本計画

第7章  
取組事例

第8章  
計画の推進

資料編

《主な取組事業》

No	事業名 [担当課]	取組内容			
		評価指標	評価単位	令和4年度目標 (2022)	令和5年度目標 (2023)
94	コミュニティソーシャルワーク機能の強化 【再掲】 No2,96,128,140	複合化・複雑化した生活課題を抱える要支援者に対する個別支援及び住民等が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりに向けた支援をより一層推進するため、市社会福祉協議会コミュニティソーシャルワーカーの増員及び育成を図ります。 ※コミュニティソーシャルワーク機能：地域において生活課題を抱える要支援者の個別支援と要支援者が生活している地域で地域住民等が当該生活課題を地域課題として解決する取組の支援（地域支援）とを有機的に行う機能			
	[地域福祉課]				

＜主要施策（3）地域の居場所（通いの場）へのアウトリーチの拡充＞

【現状や課題】

- 地域の居場所（通いの場）の参加者の中には、何らかの支援を必要としているにもかかわらず、支援制度につながる事が難しい方もいます。

【今後の取組方針】

- 地域の居場所（通いの場）の参加者が気軽に相談できる体制づくりを促進するため、CSWや生活コーディネーター等が、専門職の参画調整等、運営の支援を行います。

《主な取組事業》

No	事業名 [担当課]	取組内容			
		評価指標	評価単位	令和4年度目標 (2022)	令和5年度目標 (2023)
95	生活支援体制の充実 【再掲】 No1,127,139	第2層生活支援コーディネーターを日常生活圏域（あんしんケアセンター圏域）ごとに配置し、活動を強化します。また、新しい生活様式に応じた地域資源の調査や支援ニーズの把握、地域に不足する通いの場やサービスの創出、多様なサービスの担い手となる地域の人材の育成及びネットワークづくりを行います。			
	[地域福祉課]	第2層生活支援 コーディネーター 配置区域数	区域	6区28圏域	6区28圏域
96	コミュニティソーシャルワーク機能の強化 【再掲】 No2,94,128,140	複合化・複雑化した生活課題を抱える要支援者に対する個別支援及び住民等が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりに向けた支援をより一層推進するため、市社会福祉協議会コミュニティソーシャルワーカーの増員及び育成を図ります。 ※コミュニティソーシャルワーク機能：地域において生活課題を抱える要支援者の個別支援と要支援者が生活している地域で地域住民等が当該生活課題を地域課題として解決する取組の支援（地域支援）とを有機的に行う機能			
	[地域福祉課]				

第1章  
地域福祉計画とは

第2章  
現状と経緯

第3章  
計画の概要

第4章  
地域の取組み

第5章  
市の取組み

第6章  
成年後見制度利用  
促進基本計画

第7章  
取組事例

第8章  
計画の推進

資料編

第5章 市の取組み（地域福祉の基盤整備のために市が行う取組み）

第1章 地域福祉計画とは
第2章 現状と経緯
第3章 計画の概要
第4章 地域の取組み
第5章 市の取組み
第6章 成年後援制度利用 促進基本計画
第7章 取組事例
第8章 計画の推進
資料編

No	事業名 [担当課]	取組内容			
		評価指標	評価単位	令和4年度目標 (2022)	令和5年度目標 (2023)
97	地域リハビリテーション活動支援事業	あんしんケアセンターや千葉地域リハビリテーション広域支援センターとの連携により、リハビリテーション専門職による住民主体の通いの場への技術的助言、立ち上げ支援等を行います。			
	[健康推進課]	事業利用者の満足度	%	70%	70%

<主要施策（4）身近な地域の居場所（通いの場）における地域住民等による相談体制づくりへの支援>

【現状や課題】

- 高齢者や子育て世帯などの地域住民が抱える悩みを、サロンなど身近な居場所において、気軽に相談できる体制づくりが必要です。

【今後の取組方針】

- 「家に閉じこもりがちになってしまいがちな人」「子育てに困っている人」が人と出会い、ちょっとしたことが気軽に相談でき、笑顔になれる、元気になれるサロンなどの居場所における相談体制づくりへの支援を行います。

《主な取組事業》

No	事業名 [担当課]	取組内容			
		評価指標	評価単位	令和4年度目標 (2022)	令和5年度目標 (2023)
98	重層的・包括的相談支援体制の構築 【再掲】 No88,141	置かれた状況や年齢を問わず各種相談を包括的に受け付け、適切な支援に早期に繋げるため、民間事業者のノウハウを活用し、本市に適した相談支援体制のあり方を検討する。			
	[地域福祉課]				
99	子育てサポーター・家庭教育アドバイザー配置事業	公民館に気軽に相談できる子育てサポーターを配置し、子育てに悩みや不安を持つ親を対象に、月2～3回程度「子育てママのおしゃべりタイム」を実施しています。 希望があれば、子育てサークル等の相談にも応じています。 また、家庭教育アドバイザー※が、より専門的な立場から相談に応じるほか、子育てサポーターへの助言等も行います。 ※臨床心理士等の資格を有する者のうち、家庭教育に関する専門的な知識を身に付けた者。			
	[生涯学習振興課（教育委員会）]	開催件数・参加者数/ サポーター登録者数	回、人	開催回数 140回・ 参加者数 1,500人/ サポーター登録者数 42人	開催回数 140回・ 参加者数 1,500人/ サポーター登録者数 42人

<参考> 「施策の方向1 包括的な相談支援体制の構築」に関連する千葉市社会福祉協議会の取組み

取組み・事業	内容
地域生活課題の解決に向けた支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>● コミュニティソーシャルワーカー 困難を抱えた方からの相談や地域に出向いた際に得た地域生活課題に対し、ニーズに応じた支えあいの仕組みづくりを行います。</li> <li>● 生活福祉資金の貸付 低所得者世帯、障害者世帯又は高齢者世帯に対し、資金の貸付けを行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるよう民生委員・児童委員や自立相談支援機関等の関係機関と連携しながら支援します。</li> <li>● 生活困窮者の自立支援 千葉市貧困対策アクションプランを踏まえ、包括的な相談支援として、個人に対してワンストップ型の相談窓口により情報・サービスの拠点として機能し、一人ひとりの状況に応じ自立に向けた支援計画を作成し生活困窮者支援を行います。また、地域ネットワークの強化・社会資源の開発など地域づくりを行います。</li> <li>● 権利擁護支援 日常生活自立支援事業の実施及び、本会が成年後見人等を受任して判断能力が十分でない方の権利擁護を図ります。</li> <li>● 生活支援コーディネーター 日常生活圏域で活動する第2層コーディネーターの総合調整、活動支援及び定例会を開催します。地域づくり推進を目的とした中心的な団体等との連携促進・ネットワーク構築及びシンポジウムや交流会等を開催します。多様な関係主体間の定期的な情報共有及び連携協働を推進するための区域協議体を開催します。</li> </ul>
コミュニティソーシャルワーク機能の強化	コミュニティソーシャルワーカーが中心となり、生活自立・仕事相談センターや成年後見支援センターなど関連部署が連携して、支援の手が届かない制度の狭間にいる人たちに寄り添いながら困りごとの解決に向けた支援を行います。
ふれあい・子育てサロンの促進	助成等を通じ、地区部会を支援し拡充に努めるとともに、施設福祉部門の専門職をサロン活動に派遣し、参加者が抱える相談に対応するなど活動内容の充実を図ります。

千葉市社会福祉協議会マスコットキャラクター「ハーティちゃん」



第1章  
地域福祉計画とは

第2章  
現状と経緯

第3章  
計画の概要

第4章  
地域の取組み

第5章  
市の取組み

第6章  
成年後見制度利用促進基本計画

第7章  
取組事例

第8章  
計画の推進

資料編

施策の方向2 生きづらさを抱えている人への支援

<主要施策（1）生活のしづらさを抱えている方々への対応>

【現状や課題】

- ひきこもり、精神障害者、依存症者や性的少数者など、生きづらさを抱えている方々が顕在化しています。

【今後の取組方針】

- 多様性を理解し尊重することができる地域共生社会の実現を目指し、相談体制の充実や様々な支援に加え、正しい理解の促進を図ります。

《主な取組事業》

No	事業名 [担当課]	取組内容			
		評価指標	評価単位	令和4年度目標 (2022)	令和5年度目標 (2023)
100	ひきこもりサポーター養成研修・派遣事業	ひきこもりに関する正しい知識と理解の促進を図る研修を実施します。また、希望者には研修修了後、サポーター名簿へ登録するとともに、地域への派遣を行います。			
	[精神保健福祉課]	登録者数/派遣人数	人	55人/48人	65人/48人
101	ひきこもり地域支援センターの充実	ひきこもり状態にある方およびその家族等を対象に、社会参加や自立を促すための相談・支援を行います。			
	[精神保健福祉課]	新規相談件数/ 相談延べ件数	件	200件/1,600件	200件/1,700件
102	精神障害者家族会への支援	本市に住所を有する精神障害児・者又はその保護者及び関係者で組織された精神障害者家族会が実施する教育事業、相談・療育事業、広報・啓発事業、社会参加促進事業に対し、補助金を交付することにより、家族会の運営を支援するとともに、精神障害への正しい理解の促進を図ります。			
	[精神保健福祉課]				
103	依存症者を支援する民間団体への助成	千葉市内を活動拠点として、アルコールや薬物、ギャンブル等の依存症に関する問題に取り組む自助グループ等の民間団体を対象に、活動費用の一部を補助します。			
	[精神保健福祉課]	依存症に関する問題に取り組む民間団体へ補助する団体数	団体	3団体	3団体
104	依存症者等への支援推進	依存症当事者及びその家族への相談や支援を行います。			
	[こころの健康センター]	アルコールミーティング、依存症治療・回復プログラム、ギャンブル等依存症相談延べ来所者数	人	200人	200人
105	障害者福祉団体への支援	本市に住所を有する障害児・者又はその保護者及び関係者で組織された障害者福祉団体（精神障害者家族会を除く）が実施する教育事業、相談・療育事業、広報・啓発事業、社会参加促進事業に対し補助金を交付することにより、障害者の福祉の向上や地域社会への参加を促進します。			
	[障害者自立支援課]				

第1章  
地域福祉計画とは

第2章  
現状と経緯

第3章  
計画の概要

第4章  
地域の取組み

第5章  
市の取組み

第6章  
成年後見制度利用  
促進基本計画

第7章  
取組事例

第8章  
計画の推進

資料編